

シンガポールの2つのカジノ ～IR（統合リゾート）の背景にある管理と規制～

シンガポールでは1965年の建国以来カジノは禁止されており、カジノを持つ案が浮上するたびに否決されてきました。しかし、低迷しつつあった観光業の回復を目指し、2005年にカジノを含むIR（統合リゾート）の導入を決断。ギャンブル依存症、マネーロンダリング等の犯罪などの懸念には、規制をもって対応することを表明しました。

2010年にはマリーナベイサンズ、リゾートワールドセントーサの2つのIRがオープン。カジノに対する管理と規制が法の下に定められ、国のきめ細かなコントロールの下に運営されています。今回はこれらの規制についてご紹介します。



マリーナベイサンズ



リゾートワールドセントーサ

■ カジノを規制する法と機関

カジノに対する管理と規制は2006年に施行された「カジノ管理法（Casino Control Act）」に基づいて行われています。このカジノ管理法では、カジノ規制庁の設置・役割・権限、ライセンス制度、カジノ運営の管理、カジノ税、カジノに係る入場制限、国家賭博問題対策協議会の設置等について規定しています。

2008年にはカジノ規制庁（CRA：Casino Regulatory Authority）が創設され、カジノの健全かつ安全な施行という目的の下、カジノ法に基づいたカジノの規制や管理等を行っています。また、カジノに限らず賭博全般が社会にもたらす様々な害からの保護防衛（ソーシャルセーフガード）については2005年に設立された国家賭博問題対策協議会（NCPG：National Council On Problem Gambling）が対応にあたっています。

■ カジノを統制するライセンス制度

現在シンガポールに認められているカジノは2つのみ。開発が始まった2007年からの10年間は新しいカジノが作れないように決められています。これを規定しているのはカジノ法に基づくライセンス制度です。カジノ内で特定の職に就く従業員やゲーム機器業者

についてもライセンス制が敷かれ、カジノは法により徹底した国の制御下に置かれています。

■ 賭博に起因する害から社会を守るための取組み

シンガポールでは、カジノ導入時に最も懸念された、ギャンブル依存症をはじめとする賭博に起因する害に対しても、社会を守るための措置(ソーシャルセーフガード)として、以下の規制が行われています。

(1) カジノ入場の規制

- ・ 入場時の身分証明書の提示
- ・ 21歳以下入場禁止
- ・ シンガポール国民及び永住権保持者に対するカジノ入場料の設定
(1日100ドル又は年間2000ドル) ※外国人(シンガポール居住者含む)は無料
- ・ カジノ入場禁止・入場回数制限

(2) カジノ内での規制

- ・ 現金のみの使用(原則信用貸しの禁止)
- ・ カジノ施設内への銀行ATMの設置の禁止
- ・ 損失限度額の自己申請による事前設定

■ カジノ入場禁止・入場回数制限

特に注目されるのはカジノ入場禁止・制限プログラムです。シンガポールでは3つの入場禁止・制限方法を定めています。1つめは、ギャンブル依存症などギャンブルに起因する害によるリスクを負いたくない人が自ら申請することによりカジノへの入場を禁止もしくは入場回数を制限、2つめは家族による禁止・制限、3つめは自己破産者や生活保護受給者、カジノの得意客で金銭問題を抱える者などに対して法律で自動的にカジノ入場を禁止、制限するものです。

なお、シンガポールでは、カジノ以外のギャンブルについても、自己申請による禁止・制限プログラムを有しています。

おわりに

国家の命運を賭けたカジノの導入ですが、現在まで犯罪率やギャンブル依存症の割合に変化はない一方で、観光客数・収入は驚異的なV字回復を遂げ、国では成功と捉えているようです。こうしたシンガポールの事例は、日本のIR導入検討の際のヒントとなるでしょう。

(松田所長補佐 東京都派遣)